

公社債投資信託累積投資約款

水戸証券株式会社

1. 約款の趣旨

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の日興アセットマネジメント株式会社の発行する公社債投資信託受益権（以下「公社債投信」といいます。）の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この約款に従って公社債投信の累積投資契約を申込者と締結いたします。

2. 申込方法

(1) 契約のお申込みは、申込者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店および支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって行うものといたします。

(2) 既に他の累積投資コースにおいて上記方法により申込みが行われ契約が締結されている場合は、第一回目の払込みをもって公社債投信コースについての契約の申込みが行われたものといたします。

この場合、扱店より申込者に公社債投信コースの「累積投資口座開設のご案内」を送付いたします。

(3) 契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の公社債投信累積投資口座（以下「口座」といいます。）を設けます。

なお、第1項の申込書に押捺された印影をもって当社へのお届出印といたします。

3. 金銭の払込み

(1) 申込者は、公社債投信の買付けにあてるため、次項に定めるところによってその代金（以下「払込金」といいます。）を随時その口座に払込むことができます。払込金単位は3,000円以上といたします。

(2) 前項の規定に拘らず、申込者が他の累積投資契約に基づく返還金または当社に寄託している有価証券の果実および償還金により公社債投信を買付ける場合は、3,000円に満たない金額を払込むことができます。

4. 買付時期・価額

(1) 当社は、申込者の口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは遅滞なく公社債投信の買付を行います。ただし、申込者は買付けの中止を申し出ることができます。

(2) 前項の買付価額は、決算日の基準価額といたします。

(3) 買付けられた公社債投信の所有権およびその果実または元本に対する返還請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

5. 受益権の管理

当社は、この契約によって買付けられた公社債投信は、振替口座簿への記載または記録により管理します。

6. 果実の再投資

公社債投信の果実は、当該公社債投信買付日より1ヵ年応当月の20日（祝・休日にあたる場合は翌営業日）に申込者に代って当社が受領のうえ、当日にその全額をもって公社債投信を買付けます。

7. 返還

(1) 申込者は、自己の所有する公社債投信の全部または一部の返還を当社に請求することができます。この場合、当該請求に係る公社債投信については、返還の請求のあった日の基準価額によりこれを換金し、当該請求日を含め4営業日目の引渡しをもって返還に代えるものといたします。ただし、この場合所定の手数料を申し受けます。

(2) 前項の請求は所定の手続きをもって行うものとし、当社は届出印の押捺された所定の受領書と引換えに扱店において申込者に返還いたします。

8. 解約

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

①申込者から解約の申し出があったとき

②当社が、公社債投信の累積投資業務を行うことができなくなったとき

③公社債投信が償還されたとき

(2) 当社は、引続き1ヵ年を超えて払込金のない契約についてはこれを解約させていただくことがあります。

(3) この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の公社債投信を7. に準じて扱店において申込者に返還いたします。

9. 申込事項等の変更

(1) 改名、転居ならびに届出印の変更など申込書記載事項に変更があったときは、申込者は所定の用紙によって遅滞なく当社に届出ていただきます。

(2) 前項の届出があったときは、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

10. その他

(1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当社は、次の各号によって生じた損害についてはその責を負いません。

①届出印の押捺された所定の受領書と引換えにこの契約に基づく公社債投信を返還した場合

②印影が届出印と相違するために、この契約に基づく公社債投信を返還しなかった場合

③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく公社債投信の買付けもしくは公社債投信の返還が遅延した場合

(3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

以上